

税理士情報ネットワーク

TAINVS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINVS 解体新書

貸倒損失  
—回収不能の判断基準—

依田 孝子〔大森〕

## はじめに

TAINVSの「検索キーワードベスト20」では、常に、「貸倒損失」又は「貸倒れ」というキーワードが上位にランクされています。

法人税法上、貸倒損失の損金算入時期等の定めはなく、法人税法22条3項3号の損失の額として、公正妥当な会計処理の基準によって計上することとなります。

今回は、貸倒損失について、回収不能の判断基準等を検索してみました。

## 1. 日本興業銀行事件

平16・12・24最高裁判決  
(破棄自判)(確定)(納税者勝訴)  
Z254-9877

## 〈事案の概要〉

本件は、A銀行が住宅金融専門会社Bに対する貸付債権相当額を損金の額に算入したところ、否認されたためその取消しを求めたものです。

## 〈裁判所の判断〉

最高裁では、次のとおり、全額回収不能の判断基準を示したうえで、債権者側であるA銀行の母体行責任を考慮して、貸倒損失の計上を認めました。

① 法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。

② そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な努力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って

総合的に判断されるべきものである。

## 2. 事実上回収不能となった時期

平17・10・28秋田地裁判決  
(棄却)(確定)255-10184

## 〈事案の概要〉

原告は、金銭貸付業を営む法人で、乙に対して貸金債権を有していましたが、乙は、昭和61年5月29日に自己破産の申立てをいたしました。本件は、乙が死亡し、その相続人の不存在が確認されたとして、原告が平成10年3月期に本件債権の貸倒れ処理をしたところ、所轄税務署長に否認されたため争われたものです。

## 〈裁判所の判断〉

裁判所では、次のとおり、客観的、主観的事情を総合判断して、貸倒損失の損金算入を認めませんでした。

① 金銭債権の回収不能とは、当該債権が消滅した場合のみならず、債務者の資産状況、支払能力等から当該債権の回収が事実上不可能であることが明らかになった場合も含むものである。

② それゆえ、当該債権の回収が事実上不可能であることが明らかになった場合には、その事業年度において直ちに損金算入を行うべきである。

③ 基本通達9-6-2の「その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合」に該当するか否かの判断に当たっては、債務者の財産及び営業の状態、債務超過の状況、その売上高の推移、債務者の融資や返済等の取引状況、債権者と債務者の関係、債権者による回収の努力やその手段、債務者の態度等の客観的事情に加え、これらに対する債権者の認識内容や経営的判断等の主観的事情も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきである。

④ 乙は、自己破産の申立てをした時点では、既に、代物弁済や動産売買に

よって主要な不動産、動産を手放し、原告に対する返済も停止していたほか、他にも7名の債権者に債務を負担して、本件債務の返済能力を喪失していたというべきであり、乙は、破産手続後にまで営業を継続していたとはいえ、本件債務の弁済資金を獲得することができるような売上げを得ていたわけではない。

⑤ そうすると、客観的な情勢をみる限り、遅くとも乙に対する破産手続の終結した昭和63年10月19日の時点においては、本件債権について、その全額が回収できないことが明らかとなっていたというべきである。

⑥ 原告は、乙の資産状況、支払能力等を基礎付ける重要な事実を認識していたのであり、乙の破産手続終結のころまでには、本件債権の全額が回収できないことを認識するに至っていたものと認めるのが相当である。

## 3. 実質的事実と形式的事実

平14・2・5非公開裁判決  
(全部取消し)F0-2-057

## 〈事案の概要〉

この事案では、裁判上の和解により金銭債権と相殺した立退料は、土地の取得価額とすべきか、回収不能債権として貸倒損失とすべきかが争われました。

## 〈審判所の判断〉

審判所では、本件和解は請求人の都合による馴合訴訟によるもので、判決と同一の法律効果はないとしたうえで、次のとおり、請求人が金銭債権を貸倒損失として処理したことを相当と認めました。

① 甲社の資力の状況等については、銀行取引が停止(平成8年8月6日)され、多額な債務超過が継続しており、休業状態にあること、また、繰返し土地を譲渡しているが、多額な譲渡損失が発生していることから、所有土

地の価値は大幅に下落していると認められ、本件和解が成立した平成9年12月11日には、その資産内容は極めて悪い状況にあり、債務超過の状態が相当期間継続していたことが認められる。

② 請求人は、本件金銭債権に係る担保物を有していないことから、甲社には、請求人の金銭債権を返済する資力はないと認められる。

③ そして、請求人は、上記①及び②のことが甲社に対する金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合に該当するとして、その明らかとなった平成10年3月期に、本件金銭債権を貸倒損失として損金経理したものである。

④ そうすると、請求人が本件金銭債権を回収不能債権として貸倒損失に計上したことは相当と認められる。

⑤ また、本件のように債務者に破産、債務超過等の事実が実質的に存在し、債権の回収が見込めないような場合には損金経理による貸倒損失の計上が認められるから、議事録に債権放棄の記載があるか否か、あるいは債務免除通知書を債務者に送付したか否かといった形式的な事実は判断を左右しない。

## おわりに

金銭債権が回収不能になったか否かは、結局、事実認定の問題であり、貸倒損失の計上は、法人の判断に委ねられているともいえますので、判例・判決等の情報を参考にその計上時期を見極めてください。

TAINVSで貸倒損失に関する情報を検索する場合の漢字キーワードは、「貸倒損失」「回収不能」等です。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ

TEL: 03-5496-1416

これまでのご経験と実績。  
顧問先の経営改善に、  
もっと活かすべきです。  
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

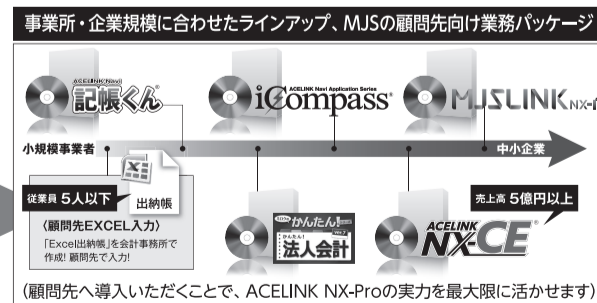
提案型会計事務所へ、  
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK  
NX-Pro®

経営提案できる会計事務所へ。  
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画のPDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。



MJS

株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789